

# 長崎県建設工事成績評定要領

## (目的)

第1条 この要領は、長崎県の所掌する事業に係る建設工事成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事とする。

## (評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

## (評定者)

第4条 第3条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は工事の請負契約についての検査を行う者(以下「検査職員」という。)及び監督を行う者(以下「監督職員」という。)とする。

## (評定の方法)

第5条 評定は、工事成績評定調書(様式1)及び工事成績評定指針(別紙-1)により、監督、検査、その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

## (評定の公表)

第6条 評定結果の公表は、長崎県建設工事成績評定書公表実施要領の定めるところによる。

## (評定の通知)

第7条 評定結果の通知は、長崎県建設工事成績評定点通知実施要領の定めるところによる。

## 附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。ただし、適用日前に契約したものについてはこの限りではない。

## 工 事 成 績 評 定 調 書

( 完成検査・債務負担行為完成検査・債務負担行為年度末既済部分検査 )

機関名：

整理番号		請負者						格付						工事種別	土木、建築、ほ装、管、電気、その他( )									
工事番号		工事名						設計額						着工年月日	平成 年 月 日									
		工事場所						請負額						完成年月日	平成 年 月 日									
														検査年月日	平成 年 月 日									
考 査 項 目		監 督 員					主 任 監 督 員					担 当 課 長 等					検 査 職 員							
		氏 名 印					氏 名 印					氏 名 印					氏 名 印							
項 目	細 別	a	b	c	d	e	割増	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e		
1. 施工体制 (注1)	施工体制一般	+10	+5	0	-10	-20	0	+2.5	+1.5	0	-5	-10												
	現場代理人							+5	+2.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-10	-20							
	主任(副)技術者							+5	+2.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-10	-20							
2. 施工状況 (注1)	施工状況一般	+10	+5	0	-10	-20	+10	+2.5	+1.5	0	-5	-10	+5	+2.5	0	-5	-10	+5	+2.5	0	-5	-10		
	工程管理	+5	+2.5	0	-5	-10		+2.5	+1.5	0	-5	-10												
	安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10		(注2)	+5	+2.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-10	-20						
	対外関係	+5	+2.5	0	-5	-10			+5	+2.5	0	-5	-10											
3. 出来形及び品質 (注1)	出来形																	+10	+5	0	-10	-20		
	品質																	+10	+5	0	-10	-20		
4. 出来ばえ (注1)	出来ばえ																	+10	+5	0	-10	—		
加減点合計(1+2+3+4)		点					点					点					点							
評定点(65+加減点合計)		点					点					点					点							
5. 評 定 点 計 (注3)		点																						
6. VE評価 (注4)	入札時VE追加点	/					/					+3, +2, +1, 0 点					/							
	契約後VE追加点	/					/					+3, +2, +1, 0 点					/							
7. 総合評価履行(注5)		/					/					点					/							
8. 評 定 点 合 計		点																						
特 記 事 項		( 監督員 )					( 主任監督員 )					( 担当課長等 )					( 検査職員 )							

- (注1) 考查項目のうち別紙-1に該当するものについてはそれにより評価し、この調書に反映する。  
 (注2) 「割増」は、設計額が2,000万円以上の工事を対象とする。  
 (注3) 検査指導幹による検査の場合、「5.評定点計」=  $x \times 0.15 + y \times 0.25 + z \times 0.1 + w \times 0.5$  とする。小数第1位を四捨五入し整数とする。  
 (注4) 「6.VE評価」はVE適用工事を対象とし、そのVE方式(入札時VE、契約後VE)に該当するものを担当課長等が評価する。  
 (注5) 「7.総合評価履行」は総合評価適用工事を対象とし、担当課長等が評価する。  
 (注6) 単年度工事の場合、「8.評定点合計」=「5.評定点計」+「6.VE評価」+「7.総合評価履行」。債務負担行為工事の場合は別紙-2による。

# 工 事 成 績 評 定 調 書

機関名：

整理番号		請 負 者		格 付		工事種別	土木、建築、ほ装、管、電気、その他( )																
工事番号		工 事 名		設 計 額			着工年月日					平成 年 月 日											
							完成年月日					平成 年 月 日											
							検査年月日					平成 年 月 日											
考 査 項 目		監 督 員					主 任 監 督 員					検 査 職 員											
		氏 名 印					氏 名 印					氏 名 印											
項 目	細 別	a	b	c	d	e	割増	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制 (注1)	施工体制一般	+10	+5	0	-10	-20	0	+2.5	+1.5	0	-5	-10											
	現場代理人							+5	+2.5	0	-5	-10											
	主任(理)技術者							+5	+2.5	0	-5	-10											
2. 施工状況 (注1)	施工状況一般	+10	+5	0	-10	-20	+10	+2.5	+1.5	0	-5	-10						+5	+2.5	0	-5	-10	
	工程管理	+5	+2.5	0	-5	-10		+2.5	+1.5	0	-5	-10											
	安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10		(注3)	+5	+2.5	0	-5	-10										
	対外関係	+5	+2.5	0	-5	-10		+5	+2.5	0	-5	-10											
3. 出来形及び品質 (注1)	出来形																	+10	+5	0	-10	-20	
	品質																	+10	+5	0	-10	-20	
4. 出来ばえ (注1)	出来ばえ																	+10	+5	0	-10	—	
加減点合計(1+2+3+4)		点					点					点					点						
評定点(65+加減点合計)		点					点					点					点						
5. 評 定 点 計 (注3)		点																					
6. 総合評価履行(注5)		点																					
7. 評 定 点 合 計		点																					
特 記 事 項		( 監督員 )					( 主任監督員 )										( 検査職員 )						

(注1) 考查項目のうち別紙-1に該当するものについてはそれにより評価し、この調書に反映する。  
 (注2) 「割増」は、設計額が2,000万円以上の工事を対象とする。  
 (注3) 担当課長による検査の場合、「5.評定点計」=  $\times 0.2 + \times 0.3 + \times 0.5$ とする。小数第1位を四捨五入し整数とする。  
 (注4) 「6.総合評価履行」は総合評価適用工事を対象とし、検査職員が評価する。  
 (注5) 「7.評定点合計」= 「5.評定点計」+ 「6.総合評価履行」

# 工 事 成 績 評 定 指 針

考查項目	細 別	a	b	c	d	e																																															
1. 施 工 制	施工体制一般	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評 価 項 目</th> <th colspan="5">評 価</th> </tr> <tr> <th>5</th> <th>4</th> <th>3</th> <th>2</th> <th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約書、設計図書、指針等の理解について</td> <td>・大変良く理解している</td> <td>・理解している</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>人員、機械の配置状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>施工管理（写真、工程・品質、出来形等の責任と権限）の体制について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>環境対策への取り組みについて</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>施工計画書の記述内容について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     合計 ( X ) =                      平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) =                      評定 =                 </td> </tr> </tbody> </table>	評 価 項 目	評 価					5	4	3	2	1	契約書、設計図書、指針等の理解について	・大変良く理解している	・理解している	・普通	・やや劣る	・劣る	人員、機械の配置状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	施工管理（写真、工程・品質、出来形等の責任と権限）の体制について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	環境対策への取り組みについて	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	施工計画書の記述内容について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =								<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書、施工体制台帳又は施工体系図に不備があった、若しくは現場の施工体制と不一致であったため、監督職員から文書により改善するよう指示を行った。</li> <li>・施工体制又は施工管理体制が不十分であるため、文書により改善指示を行った。</li> <li>・宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があった。</li> <li>・長崎県建設技術研究センターが実施する施工体制点検の結果について、文書により改善指示を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札前に申請した配置予定技術者を正当な理由なしに配置しなかった。</li> <li>・入札前に申請した工事実績等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>・建設業法に違反する一括下請けに該当する事実が判明した。</li> <li>・監督職員の文書による改善指示に従わなかった。</li> <li>・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>・承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は継承を行った。</li> <li>・その他契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。</li> <li>・労働基準法等に違反する使用人等の管理に関する事実が判明し、送検等された。</li> <li>・長崎県建設技術研究センターが実施する施工体制点検の結果について、文書による改善指示に従わなかった。</li> </ul>
		評 価 項 目		評 価																																																	
			5	4	3	2	1																																														
契約書、設計図書、指針等の理解について	・大変良く理解している	・理解している	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
人員、機械の配置状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
施工管理（写真、工程・品質、出来形等の責任と権限）の体制について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
環境対策への取り組みについて	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
施工計画書の記述内容について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =																																																					
現場代理人の運営・取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人の職務の執行に関して、創意工夫又は提案が多く、工事現場の運営、取り締まりが万全である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人の職務の執行に関して工事現場の運営、取り締まりが良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善指示を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書第12条に基づく措置請求に従わなかった。</li> <li>・現場代理人が工事現場に常駐していないため、改善指示を行ったがこれに従わなかった。</li> </ul>																																																
主任(監理)技術者の技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工又は管理に関して、技術的判断が優れており、創意工夫をもって現場の進捗に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工又は管理に関して、技術的判断が良く、現場の進捗に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任(監理)技術者等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認め、契約書第12条に基づく措置請求を行った。</li> <li>・建設業法で義務付けされる主任(監理)技術者等が専任していないため文書により改善指示を行った。</li> <li>・工事施工の技術上の管理が著しく不十分であることが、検査の際の主任(監理)技術者の応答等により認められた。</li> <li>・長崎県建設技術研究センターが実施する施工体制点検の結果について、文書により改善指示または注意を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書第12条に基づく措置請求に従わなかった。</li> <li>・主任(監理)技術者等の専任について文書により改善指示を行ったがこれに従わなかった。</li> <li>・長崎県建設技術研究センターが実施する施工体制点検の結果について、文書による改善指示または注意に従わなかった。</li> </ul>																																																
2. 施 工 況	施工状況一般	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評 価 項 目</th> <th colspan="5">評 価</th> </tr> <tr> <th>5</th> <th>4</th> <th>3</th> <th>2</th> <th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約図書及び関係図書等の理解と実施状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>施工に際しての、創意工夫について</td> <td>・優れた創意工夫あり</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>協議、報告等の処理及び実施について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>安全管理に対する取り組みについて</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>品質管理の実施状況について ISO9000s取得企業考慮項目</td> <td>・優れている ISOの場合</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> </tbody> </table>	評 価 項 目	評 価					5	4	3	2	1	契約図書及び関係図書等の理解と実施状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	施工に際しての、創意工夫について	・優れた創意工夫あり	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	協議、報告等の処理及び実施について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	安全管理に対する取り組みについて	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	品質管理の実施状況について ISO9000s取得企業考慮項目	・優れている ISOの場合	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る			<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工部分が設計図書と不適合につき改造請求を行った。</li> <li>・工事記録の整備、確認義務などの履行が十分でなく、破壊検査が生じた。</li> <li>・材料の見本又は記録写真等の資料が整ってなく文書による指示を行った。</li> <li>・設計図書の照査がなされず現地の施工条件に適合しない施工であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約上の履行にあたり、故意に工事を粗雑に仕上げた。</li> <li>・破壊検査を指示したが、実施されなかった。</li> <li>・品質・数量に関して不正な事実があった。</li> <li>・契約の履行が実施されていないかった。</li> </ul>						
		評 価 項 目		評 価																																																	
5	4		3	2	1																																																
契約図書及び関係図書等の理解と実施状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
施工に際しての、創意工夫について	・優れた創意工夫あり	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
協議、報告等の処理及び実施について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
安全管理に対する取り組みについて	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																
品質管理の実施状況について ISO9000s取得企業考慮項目	・優れている ISOの場合	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																

# 工 事 成 績 評 定 指 針

考査項目	細 別	a	b	c	d	e																																																	
2. 施 工 状 況	施工状況一般	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評 価 項 目</th> <th colspan="5">評 価</th> </tr> <tr> <th>5</th> <th>4</th> <th>3</th> <th>2</th> <th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出来形管理の実施状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>見本又は工事記録写真等の整理状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>工事内容、工事規模に応じた適切な建設機械の選定、配置の状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>現場内の整理、整頓状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>安全施設の整備と実施状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td colspan="6">           合計 ( X ) =            平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) =            評定 =         </td> </tr> </tbody> </table>					評 価 項 目	評 価					5	4	3	2	1	出来形管理の実施状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	見本又は工事記録写真等の整理状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	工事内容、工事規模に応じた適切な建設機械の選定、配置の状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	現場内の整理、整頓状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	安全施設の整備と実施状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の施工・管理に積極的な取り組みがなかった。</li> <li>・ 契約図書に基づく施工上に伴う必要な事項が実施されず文書により指示を行った。</li> <li>・ 長崎県建設技術研究センターが実施する施工体制点検の結果について、文書により改善指示を行った。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">検査職員のみ の 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中に事故等があり、不適切な安全対策や現場管理があったので、文書等による警告、注意がなされた。</li> <li>・ 工事中に死亡（重傷の場合含む）事故や公衆災害等があり、安全管理が不適切であった。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督又は検査の実施にあたり、職務の妨害の事実があった。</li> <li>・ 契約書第47条第1項第1号（甲の解除権）から4号に基づく（本文を記載）契約の解除になった。</li> <li>・ 長崎県建設技術研究センターが実施する施工体制点検の結果について、文書による改善指示に従わなかった。</li> </ul>
		評 価 項 目	評 価																																																				
5	4		3	2	1																																																		
出来形管理の実施状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
見本又は工事記録写真等の整理状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
工事内容、工事規模に応じた適切な建設機械の選定、配置の状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
現場内の整理、整頓状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
安全施設の整備と実施状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =																																																							
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な工程管理の元契約工期内に余裕を持って工事を完成させ、各種制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めた。</li> <li>・ 条件変更又は地元調整などにより、工期延長をすべき理由があったにもかかわらず契約工期内に工事を完成させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な工程管理のもと契約工期内に工事を完成させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負者の質により工期を延長し遅延日数に応じた損害金の支払いが生じた。</li> <li>・ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期的理由により、契約書第47条第1項に基づく契約の解除を行った。</li> </ul>																																																		
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理措置に関して、効果的な社内パトロールを実施するなど、事故の未然防止に対する取組みが非常に優れており、かつ十分に機能していた。</li> <li>・ 臨機の措置が適切であり、災害等による損害を未然に防止した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理措置に関して、効果的な社内パトロールを実施するなど、事故の未然防止に対する取組が良好であり、かつ、機能していた。</li> <li>・ 臨機の措置が良好であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名停止に至らない軽微な公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、契約担当官から書面で警告又は注意の喚起があった。</li> <li>・ 安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督職員から文書により指示を行った。</li> <li>・ 臨機の措置が不適切又は監督職員の指示に従わないため、災害等による損害を受けた。</li> <li>・ 過積載による違法運行があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。</li> <li>・ 安全管理の措置が不適切であったために死亡もしくは負傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起した。</li> </ul>																																																		

# 工 事 成 績 評 定 指 針

考査項目	細 別	a	b	c	d	e																																																	
	対外関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対外調整に関して、自ら積極的かつ的確に対応し、良好な解決に役立った。</li> <li>・適切な周辺環境対策の実施により、終始円滑な工事の進捗が図られた。</li> <li>・自ら積極的に関連工事の調整に協力し、関連工事の円滑な施工の進捗に寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対外調整に関して、的確に対応し、良好な解決に役立った。</li> <li>・周辺環境対策の実施により、円滑な工事の進捗が図られた。</li> <li>・関連工事の調整に協力し、関連工事の円滑な施工の進捗に寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事項に該当しない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境対策への努力（配慮）が極めて悪く、第三者からの苦情が多発した。</li> <li>・関係法令に違反する恐れがあるため、監督職員から文書により指示を行った。</li> <li>・関連工事の調整に非協力的であり、監督職員から文書により指示を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。</li> <li>・関連工事の調整に関して、発注者の調整に従わないため、発注者に損害を与えた。</li> </ul>																																																	
3. 出来形及び品質	出来形	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">評 価 項 目</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">評 価</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">5</th> <th style="width: 10%;">4</th> <th style="width: 10%;">3</th> <th style="width: 10%;">2</th> <th style="width: 10%;">1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出来形測定方法に他の模範となるような工夫をしたか</td> <td>・大変良い工夫あり</td> <td>・工夫あり</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>全工種について「ばらつき」が少なく、規格値を満足しているか</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>自主的に管理体制・基準を設けているか</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>出来形管理図及び表に創意工夫があるか</td> <td>・大変良い工夫あり</td> <td>・工夫あり</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>出来形測定において不可視部分が写真管理で的確に判断できるか</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     合計 ( X ) =                      平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) =                      評定 =                 </td> </tr> </tbody> </table>					評 価 項 目	評 価					5	4	3	2	1	出来形測定方法に他の模範となるような工夫をしたか	・大変良い工夫あり	・工夫あり	・普通	・やや劣る	・劣る	全工種について「ばらつき」が少なく、規格値を満足しているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	自主的に管理体制・基準を設けているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	出来形管理図及び表に創意工夫があるか	・大変良い工夫あり	・工夫あり	・普通	・やや劣る	・劣る	出来形測定において不可視部分が写真管理で的確に判断できるか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =						<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仕様書第1編1-1-22,23(工事完成検査、既済部分検査等)に基づく、工事検査の結果、修補の指示を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書第31条2項(検査及び引渡し)に基づく、不適合通知がなされた。</li> <li>・引渡し後、瑕疵担保期間中に事故等により瑕疵が判明した。</li> </ul>
評 価 項 目	評 価																																																						
	5	4	3	2	1																																																		
出来形測定方法に他の模範となるような工夫をしたか	・大変良い工夫あり	・工夫あり	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
全工種について「ばらつき」が少なく、規格値を満足しているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
自主的に管理体制・基準を設けているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
出来形管理図及び表に創意工夫があるか	・大変良い工夫あり	・工夫あり	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
出来形測定において不可視部分が写真管理で的確に判断できるか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =																																																							
	品質	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>全工種についてばらつきが少なく、規格値を満足しているか</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>品質管理図及び表に独自の創意工夫があるか</td> <td>・大変良い創意工夫あり</td> <td>・創意工夫あり</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>社内の品質システムが確立され、他の見本となるような管理がされているか ISO9000s取得業者考慮項目</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>品質管理の試験項目回数が基準を満足しているか</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td>品質を証明する資料の整理状況について</td> <td>・優れている</td> <td>・良い</td> <td>・普通</td> <td>・やや劣る</td> <td>・劣る</td> </tr> <tr> <td colspan="6">                     合計 ( X ) =                      平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) =                      評定 =                 </td> </tr> </tbody> </table>					全工種についてばらつきが少なく、規格値を満足しているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	品質管理図及び表に独自の創意工夫があるか	・大変良い創意工夫あり	・創意工夫あり	・普通	・やや劣る	・劣る	社内の品質システムが確立され、他の見本となるような管理がされているか ISO9000s取得業者考慮項目	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	品質管理の試験項目回数が基準を満足しているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	品質を証明する資料の整理状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る	合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =																		
全工種についてばらつきが少なく、規格値を満足しているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
品質管理図及び表に独自の創意工夫があるか	・大変良い創意工夫あり	・創意工夫あり	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
社内の品質システムが確立され、他の見本となるような管理がされているか ISO9000s取得業者考慮項目	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
品質管理の試験項目回数が基準を満足しているか	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
品質を証明する資料の整理状況について	・優れている	・良い	・普通	・やや劣る	・劣る																																																		
合計 ( X ) = 平均評価 B = ( X ) / 対象項目数 ( N ) = 評定 =																																																							

# 工 事 成 績 評 定 指 針

考査項目	工 種	a	b	c	d
4. 出来ばえ	・道路改良工事	・土工関係の仕上げが特に良く、コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りが良く、切土、盛土構造物の端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特によい。	・土工関係の仕上げが良く、コンクリート構造物で、良好な施工がうかがえ、構造物の通りが良く、切土、盛土構造物の端部処理が良好に出来ており、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・土工関係の仕上げが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目等の見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。
	・河川、海岸工事（ダム等の大型構造物を除く）	・土工関係の仕上げが特に良く、コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、土工、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特によい。	・土工関係の仕上げが良く、コンクリート構造物で、良好な施工がうかがえ、構造物の通りが良く、切土、盛土構造物の端部処理が良好に出来ており、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・土工関係の仕上げが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目等の見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。
	・コンクリート構造物工事（PC、トンネル工事含む）	・コンクリート構造物の肌が特に良く、通り、天端仕上げ、端部仕上げ等がきめ細かく施工され全体的な美観が特によい。	・コンクリート構造物の肌がよく、通り、天端仕上げ、端部仕上げ等が良好に施工され、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・コンクリート構造物の肌が悪く通り、天端仕上げ、端部仕上げ等も悪く、クラックが多く、漏水がある等、全体的な美観が特に悪い。
	法面工事	・コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、植生も均一で全体的な美観が特によい。	・コンクリート構造物で、良好な施工がうかがえ、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が良好に出来ており、植生もほぼ均一で、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目等の見栄えが悪く、植生の状態も悪く、全体的な美観が特に悪い。
	鋼橋工事	・桁、部材の出来栄えが特に良く、製作過程で創意工夫が見られ、溶接、塗装に均一性があり、全体的な美観が特に良い。	・桁、部材の出来栄えが良く、溶接、塗装にほぼ均一性があり、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・部材表面に傷、錆があり、表面に補修箇所が多く、溶接部に難があり塗装の均一性に欠け、全体的な美観が特に悪い。
	舗装工事	・雨水処理や構造物へのすりつけ等がきめ細かく施工され、構造物の通りが良く、舗装の平坦性も良く、全体的な美観が特に良い。	・雨水処理や構造物へのすりつけ等が良好に施工され、構造物の通りや舗装の平坦性もおおむね良く、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・雨水処理や構造物へのすりつけ等が悪く、構造物の通り、端部処理に難があり、舗装の均一性、平坦性が悪く、全体的な美観が特に悪い。
	維持修繕工事	・小構造物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がなされ、既設構造物とのすりつけが良く、全体的な美観が特に良い。	・小構造物等に払われ、良好な施工がなされ、既設構造物とのすりつけがおおむね良く、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合	・小構造物の出来栄えが悪く、既設構造物とのすりつけも悪く全体的な美観が特に悪い。
	機械設備工事	・主設備、関連機器設備、制御設備のバランスのとれたシステムで総合的な運転性能が特に良い。 ・配管、溶接、塗装、組立に均一性があり、公共物としての安全、環境、維持・管理への配慮、全体的な仕上がりが特に良い。	・主設備、関連機器設備、制御設備のバランスがとれたシステムで総合的な運転性能がおおむね良い。 ・配管、溶接、塗装、組立に均一性があり、公共物としての安全、環境、維持・管理への配慮がよい。	・他の事項に該当しない場合	・システムのバランス、運転性能が悪く、製作上の補修痕跡が多く、溶接、塗装、組立に均一性がなく、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に悪い。

## 工 事 成 績 評 定 指 針

考査項目	工 種	a	b	c	d
4. 出来ばえ	電気設備工事	・ 構造物等に細心の注意が払われ、きめ細やかな施工がうかがえ、品質・性能及び構造物とのすりつけが良く、公共物としての安全、環境、維持管理及び全体的な美観が特に良い。	・ 構造物等に注意が払われ、良好な施工がうかがえ、品質・性能及び構造物とのすりつけがおおむね良く、公共物としての安全、環境、維持管理及び全体的な美観が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 構造物へのすりつけ等が悪く、品質・性能にむらがあり、全体的な機能が十分発揮しておらず、見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。
	建築工事	・ 外観、内部ともに仕上がりが非常にきれいで、細部に至るまで良く行き届き、清掃も完全である。	・ 外観、内部ともに仕上がりがおおむね良く、清掃も良好である。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 外観、仕上がりが全体的に特に悪く、清掃も不完全である。
	通信設備工事 受変電設備工事	・ 主設備、関連機器設備等のバランスのとれたシステムで、総合的にきめ細かく施工がなされ、施工過程で創意工夫がうかがえ、品質・性能及び構造物とのすりつけが良く、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に良い。	・ 主設備、関連機器設備等のバランスのとれたシステムで、総合的に良好な施工がなされ、品質・性能及び構造物とのすりつけが良く、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ システムのバランス、品質性能及び構造物とのすりつけが悪く、公共物としての安全、環境、維持・管理への配慮が特に悪い。
	植栽工事	・ 植栽帯の全体的な美観が特に良く、樹木の活着状況も良好で、支柱の取り付けがきめ細かくかつ堅固に施工されている。	・ 植栽帯の全体的な美観及び樹木の活着状況とも良く、支柱の取り付けが堅固に施工されている。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 植栽の形姿が悪く、樹木が枯死しているものがあり、支柱と樹木との結束が悪い。
	標識工事	・ 設置の維持に特に配慮しており、支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工され、全体的な美観が特によい。	・ 設置位置に問題がなく、支柱基礎の埋め戻し等も良く施工され、全体的観が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 標識板、支柱に変色がかかっており、標識の向き、角度、支柱の通りが悪く、全体的な美観が特に悪い。
	塗装工事	・ 塗装の均一性が特に良く、細部まできめ細かな施工がされ、全体的な美観が特に良い。	・ 塗装の均一性が良く、きめ細かな施工がされ、全体的な美観が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 表面にあわ・ふくれがあり、塗装の均一性に欠け、補修箇所が多く、全体的な美観が特に悪い。
	区画線工事	・ 塗布の均一性、視認性、接着状態が特に良く、掃除が入念になされており、全体的な美観が特に良い。	・ 塗布の均一性、視認性、接着常態が良く、掃除もなされえおり、全体的な美観が良い。	・ 他の事項に該当しない場合	・ 塗布の均一性に欠け、部分的に剥離しており、視認性、接着状態が悪く、全体的な美観が特に悪い。

- 注) 1) この表にない工種については、当該工事の特性により適切な評価項目を追加して評価することができる。  
2) 複数工種に及ぶ場合には、原則として主たる工種で評価するものとする。

# 工 事 成 績 評 定 指 針

## 《一般土木工事編》（港湾工事及び建築工事は除く）

（注3） 施工体制・施工状況による割増（但し、割増は設計額が2,000万円以上の工事を対象とする。）

工事完成後、主任監督員が下表の該当する細目に を付す。  
 を付した大項目があれば、下記の基準により主任監督員の評定点に加点する。

該当する大項目がない場合	0点
該当する大項目が1の場合	5点
該当する大項目が2以上の場合	10点

大 項 目	項 目	細 目（具体的な工事の事例）
近 接 施 工	影響の大きな施設、構造物に近接して施工する工事	近接施工に伴う対策を行った工事
大規模もしくは頻繁な現道の切り回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事	大規模な現道の切回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事	交通に重大な影響を及ぼす（人家連担地区、商業活動が非常に多い地区等）又は物件の移設が工事進捗に多大な影響を与えた工事
環 境 対 策	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下、土壌汚染、悪臭等への対策が特に要請される工事	環境対策が必要で、他機関、地元等との協議が必要となった工事
施 工 条 件	地形、施工規模、地質条件、工法、その他、施工上の技術的条件が特殊な工事	急峻な地形又は地滑り地形での施工、困難な工事 施工事例の少ない特殊な工事 新工法、パイロット事業の工事 主体工種に高度な技術を要する新技術、新工法を採用した工事 軟弱地盤上での緩速施工等の対策が必要な工事 狭隘な施工ヤードでの施工 圧気内労働や高所等の労働環境が厳しい工事 競合工事で制約があった工事 河川上、海上での工事 工事進捗に制約を受ける交通規制等沿道条件が厳しい工事 交通量が多い夜間工事 自専道上での工事 鉄道、もしくは主要幹線道路の直上にて行う工事 作業時間に制約があった工事

# 工 事 成 績 評 定 指 針

## 《港湾工事編》（一般土木工事及び建築工事は除く）

（注3） 施工体制・施工状況による割増（但し、割増は設計額が2,000万円以上の工事を対象とする。）

工事完成後、主任監督員が下表の該当する細目に を付す。  
を付した大項目があれば、下記の基準により主任監督員の評定点に加点する。

- 該当する大項目がない場合 0点
- 該当する大項目が1の場合 5点
- 該当する大項目が2以上の場合 10点

大 項 目	項 目	細 目（具体的な工事の事例）
近 接 施 工	影響の大きな施設、構造物に近接して施工する工事	近接施工に伴う対策を行った工事
大規模もしくは頻繁な現道の切り回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事	大規模な現道の切回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事	交通に重大な影響を及ぼす（人家連担地区、商業活動が非常に多い地区等）又は物件の移設が工事進捗に多大な影響を与えた工事
環 境 対 策	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下、土壌汚染、悪臭等への対策が特に要請される工事	環境対策が必要で、他機関、地元等との協議が必要となった工事
施 工 条 件	地形、施工規模、地質条件、工法、その他、施工上の技術的条件が特殊な工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>港外波浪、うねり又は潮流等の影響を極端に受ける工事</li> <li>船舶の交通が頻繁な現場での工事</li> <li>施工事例の少ない特殊な工事</li> <li>新工法、パイロット事業の工事</li> <li>主体工種に高度な技術を要する新技術、新工法を採用した工事</li> <li>軟弱地盤上での緩速施工等の対策が必要な工事</li> <li>狭隘な施工現場での施工</li> <li>大水深等の労働環境が厳しい工事</li> <li>競合工事で制約があった工事</li> <li>作業時間に制約があった工事</li> </ul>





## 工 事 成 績 評 定 指 針

## 7 . 総合評価履行

履行していない評価項目	履行していない内容及びその理由	措置点数	項目数	総合点数
	( ) 内に理由を記入	- 1 0		

- 1 ) 総合評価対象工事において評価した施工計画、技術提案が請負者の責により履行していない場合は、その評価項目1項目につき10点減点する。
- 2 ) 評価項目のうち、評価された具体的な内容が1つでも履行できなければ減点の対象とする。
- 3 ) 評価項目の履行がなされない場合、「1 . 施工体制」、「2 . 施工状況」も評価することも考えられるが、「7 . 総合評価履行」だけで評価する。(二重に評価しない。)

## 債務負担行為工事の評定方法について

## 評定方法 (ケース1: 3年債務負担行為の工事の場合)

## 初年度 (債務負担行為工事の年度末既済部分検査)

$$\text{監督員} \times 0.15 + \text{主任監督員} \times 0.25 + \text{担当課長等} \times 0.1 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

$$+ \text{総合評価履行} = \text{既済部分検査評定点} \dots\dots\dots \text{評定通知}$$

注) 「6.VE評定」は加算しない

## 次年度 (債務負担行為工事の年度末既済部分検査)

$$\text{監督員} \times 0.15 + \text{主任監督員} \times 0.25 + \text{担当課長等} \times 0.1 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

$$+ \text{総合評価履行} = \text{既済部分検査評定点} \dots\dots\dots \text{評定通知}$$

注) 「6.VE評定」は加算しない

## 次々年度 (債務負担行為工事の完成検査)

$$\text{監督員} \times 0.15 + \text{主任監督員} \times 0.25 + \text{担当課長等} \times 0.1 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

$$+ \text{総合評価履行} = \text{完成検査評定点} \dots\dots\dots \text{評定通知}$$

注) 「6.VE評定」は加算しない

注) 総合評価履行の各年度ごとの評定点は、同一項目であっても年度ごとに減点する。

## 【評定点の確定】 評定通知

$$\text{評定点} = \text{既済部分評定点の平均点} \left( \frac{\quad}{2} \right) \times 4 \text{割} + \text{完成検査評定点} \times 6 \text{割}$$

$$\text{最終評定点} = \text{評定点} + \text{VE評価} + \text{総合評価履行}$$

注) 最終評定点における総合評価履行は、1項目につき10点減点とする。

## 評定方法 (ケース2: 2年債務負担行為の工事の場合)

## 初年度 (債務負担行為工事の年度末既済部分検査)

$$\text{監督員} \times 0.15 + \text{主任監督員} \times 0.25 + \text{担当課長等} \times 0.1 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

$$+ \text{総合評価履行} = \text{既済部分検査評定点} \dots\dots\dots \text{評定通知}$$

注) 「6.VE評定」は加算しない

## 次年度 (債務負担行為工事の完成検査)

$$\text{監督員} \times 0.15 + \text{主任監督員} \times 0.25 + \text{担当課長等} \times 0.1 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

$$+ \text{総合評価履行} = \text{既済部分検査評定点} \dots\dots\dots \text{評定通知}$$

注) 「6.VE評定」は加算しない

注) 総合評価履行の各年度ごとの評定点は、同一項目であっても年度ごとに減点する。

## 【評定点の確定】 評定通知

$$\text{評定点} = \text{既済部分評定点} \times 4 \text{割} + \text{完成検査評定点} \times 6 \text{割}$$

$$\text{最終評定点} = \text{評定点} + \text{VE評価} + \text{総合評価履行}$$

注) 最終評定点における総合評価履行は、1項目につき10点減点とする。

## 債務負担行為工事の評定方法について

## 評定方法（ケース1：3年債務負担行為の工事の場合）

初年度（債務負担行為工事の年度末既済部分検査）

$$\text{監督員} \times 0.2 + \text{主任監督員} \times 0.3 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

+ 総合評価履行 = 既済部分検査評定点

.....

評定通知

次年度（債務負担行為工事の年度末既済部分検査）

$$\text{監督員} \times 0.2 + \text{主任監督員} \times 0.3 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

+ 総合評価履行 = 既済部分検査評定点

.....

評定通知

次々年度（債務負担行為工事の完成検査）

$$\text{監督員} \times 0.2 + \text{主任監督員} \times 0.3 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

+ 総合評価履行 = 完成検査評定点

.....

評定通知

注) 総合評価履行の各年度ごとの評定点は、同一項目であっても年度ごとに減点する。

【評定点の確定】評定通知

$$\text{評定点} = \text{既済部分評定点の平均点} \left( \frac{\quad}{2} \right) \times 4 \text{割} + \text{完成検査評定点} \times 6 \text{割}$$

$$\text{最終評定点} = \text{評定点} + \text{総合評価履行}$$

注) 最終評定点における総合評価履行は、1項目につき10点減点とする。

## 評定方法（ケース2：2年債務負担行為の工事の場合）

初年度（債務負担行為工事の年度末既済部分検査）

$$\text{監督員} \times 0.2 + \text{主任監督員} \times 0.3 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

+ 総合評価履行 = 既済部分検査評定点

.....

評定通知

次年度（債務負担行為工事の完成検査）

$$\text{監督員} \times 0.2 + \text{主任監督員} \times 0.3 + \text{検査職員} \times 0.5 =$$

+ 総合評価履行 = 既済部分検査評定点

.....

評定通知

注) 総合評価履行の各年度ごとの評定点は、同一項目であっても年度ごとに減点する。

【評定点の確定】評定通知

$$\text{評定点} = \text{既済部分評定点} \times 4 \text{割} + \text{完成検査評定点} \times 6 \text{割}$$

$$\text{最終評定点} = \text{評定点} + \text{総合評価履行}$$

注) 最終評定点における総合評価履行は、1項目につき10点減点とする。